

企画競争説明書

業務名称：ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（計画フェーズ）

調達管理番号： 20a00815

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年3月3日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（計画フェーズ）

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2022年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

【契約第一課、三宅 達夫：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第三チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本件は二段階方式の計画フェーズとなりますが、当該案件の契約受注者が実施フェーズへの参加を制限されることはありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 3月 12日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月18日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 3月 26日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説

明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - アグロフォレストリー調査（現地再委託経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 (BRL) 1 = 19.2431円
- b) US\$ 1 = 103.896円
- c) EUR 1 = 125.999円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／産官学連携推進
- b) スマートフードチェーン

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点

20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2021年4月14日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部

(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維

持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務

別添

実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：スマート農業にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間、現地との人の往来は難しいということも考えますので、渡航が延期になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／産官学連携推進

➤ スマートフードチェーン

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／産官学連携推進）】

a) 類似業務経験の分野：政策・制度、産官学連携にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ブラジル国及びその他全途上国地域

c) 語学能力：英語（ポルトガル語ができることが望ましい）

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 スマートフードチェーン】

- a) 類似業務経験の分野：スマートフードチェーンにかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ブラジル国及びその他全途上国地域
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

別添

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／産官学連携推進</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○ ○</u>	-	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>スマートフードチェーン</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

国連によると 2050 年には世界人口が 90 億人を突破するといわれる中、ブラジル国は農牧林業地が国土（約 850 万 ha）の約 22%、非保護区未開拓地が 19%と農地拡大の余地が残されており、世界の食糧庫としての期待が高まっている。他方、ブラジルは同時に世界最大の熱帯雨林アマゾンをも有する国であり、農牧業地の拡大は熱帯雨林への開発圧力の高まりも意味し、森林の減少・劣化が加速する恐れが高まっていることから、環境面の負の影響を抑えた持続可能な農業開発が求められている。

これまで、ブラジル国は特にセラード地域における農業開発を通して、農業市場を開拓してきた。近年では人工知能、ビッグデータ等の技術革新が進み、農業セクターへも大きな影響を与えている。これら技術を統合・活用した農業として精密農業が台頭しており、ブラジルにおいても技術開発が進められているものの、データプラットフォーム整備の遅れ等により依然として複合的データを活用した技術開発の進展は限定的である。

係る状況を踏まえ、ブラジル国においては精密農業、デジタル農業をツールの一つとして、持続可能な農業開発を進めており、農務省ではイノベーション・地域開発灌漑局を 2018 年に設立し、産官学におけるデジタル農業推進体制構築が進められている。また、2014 年に策定された「The VI Embrapa's Master Plan」、及び 2018 年に策定された中長期計画「ビジョン 2030」においては、持続可能な次世代型農業の促進を進めるべく、デジタル農業促進、精密農業、民間企業への技術・情報共有促進を通じた技術革新等を重点分野の一つに掲げており、本案件は当該分野の連携強化、人材育成、能力強化を目指す。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（名称変更手続き中）

(2) 上位目標

農業分野の生産性・環境面での持続性・収益性向上を目指し、日伯間での精密農業・デジタル農業のオープンイノベーション環境が形成される。

(3) プロジェクト目標

日伯間の産官学連携を通じて、持続可能なアグリビジネス技術開発が促進される。

(4) 期待される成果

成果 1: 日伯間での持続可能なスマート農業及びフードバリューチェーン（FVC）共創に向けた人材・技術・情報交換の環境が醸成される。

成果 2: 日本の先行事例を参考に、ブラジル側が主導する農業データプラットフォームが整備される。

成果 3: 日伯間における持続可能なアグリテック開発のための企業・研究機関・自治体等の交流が促進され、特定の技術の概念実証（PoC）が実施される。

成果 4：持続可能なアグリビジネスのパイロット活動の実践・検証・普及展開が促進される。

(5) 対象地域

ブラジル、サンパウロ州カンピーナス市、サン・カルロス市、マツグロソ州シノッピ市、ルーカストリオベルデ市、パラ州トメアス市を想定。

(6) 主な関係官庁・機関

プロジェクト実施機関：ブラジル農牧研究公社（Embrapa）及び農務省(MAPA)
協力機関：トメアス総合農業組合(CAMTA)

(7) プロジェクト実施期間

プロジェクト全体期間は 2021 年 5 月～2026 年 4 月を予定している。

なお、本プロジェクトは計画フェーズ（約 1 年間）と実施フェーズ（約 4 年間）に分けて実施する。本業務は計画フェーズの業務のみの契約であり、上記（4）成果 1～4 に関する活動の支援に該当する。

3. 業務の目的

本事業は、ブラジルにおいて、農業データプラットフォーム構築支援、持続可能なアグリテック開発のための PoC やパイロット活動を行うことにより、日伯間の産官学連携を通じて、持続可能なアグリビジネス技術開発の促進を図り、農業分野の生産性・環境面での持続性・収益性向上を目指し、日伯間での精密農業・デジタル農業のオープンイノベーション環境形成に寄与するものである。

計画フェーズに該当する本業務の目的は、下記「6. 業務の内容」に記載された業務の実施を通じて、先方政府による実施フェーズの活動計画案の作成を支援することである。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2021 年 3 月中にブラジル政府と R/D（Record of Discussions）締結予定の「アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務の期間

前述のとおり、本業務はプロジェクト期間のうち計画フェーズ(2021 年 5 月～2022 年 4 月)を対象として実施する。

(2) 二段階方式による実施

本業務は二段階方式を採用する。計画フェーズの各成果である産官学連携推進、農業データプラットフォーム整備、精密農業、デジタル農業、アグロフォレストリー普

及・展開計画を PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operation) 案に反映するとともに、計画フェーズで作成した資料等を整理の上、JICA 詳細計画調査団に提示する。コンサルタントチームは国内業務期間を利用して Zoom 等で Embrapa を通して C/P の活動進捗を確認し、次期渡航の業務に必要な計画を練る。

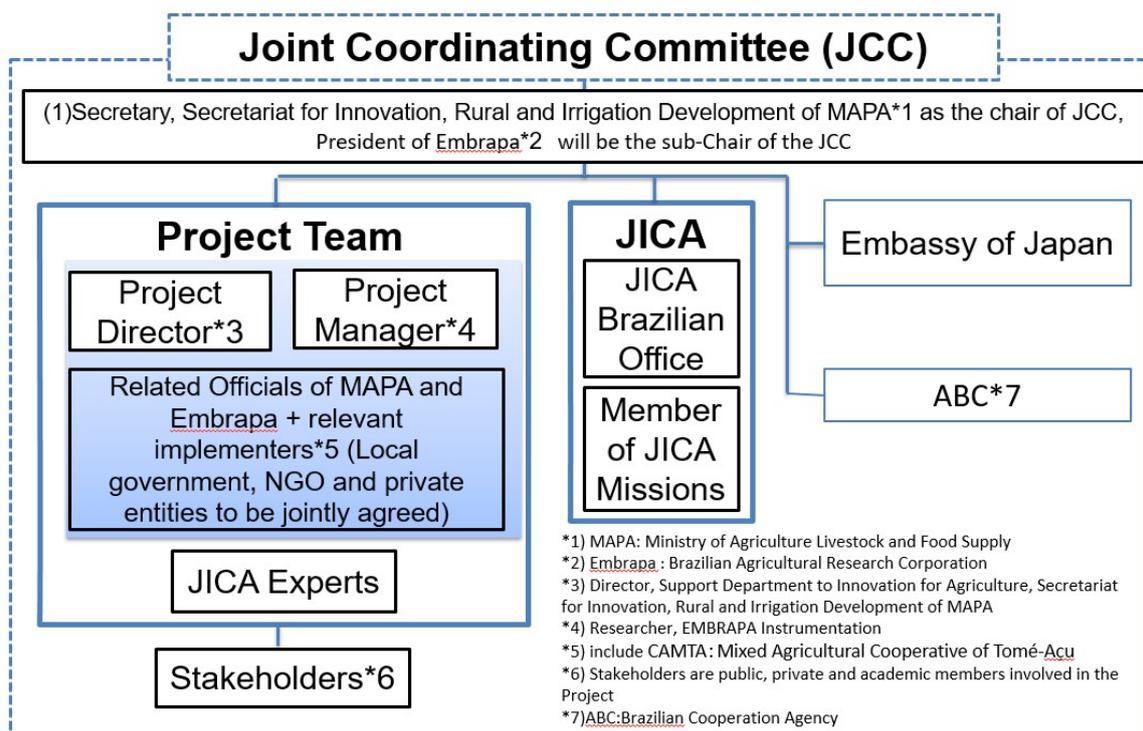
(3) 実施体制

・ 合同調整委員会およびプロジェクトチームの形成

合同調整委員会（以下、「JCC」）は、プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を目的として設置し、プロジェクトディレクターを MAPA イノベーション・地方灌漑開発局 部長、プロジェクトマネジャーを Embrapa Instrumentation 研究員が務めることで合意している。また、MAPA・Embrapa・ブラジル国際協力庁（ABC）・JICA の主要メンバーからなるプロジェクトチームを計画フェーズの当初より形成し、プロジェクトマネジャーがチームリーダーとなりプロジェクトの進捗確認を行う体制を取ることを決定している。プロジェクトチームの C/P の人選および役割分担について、C/P が主体性を持って運営・モニタリングできることを前提に、コンサルタントチームは適切に後方支援することが求められる。

なお、実施フェーズに関しても、同実施体制を想定している。

図 1. 実施体制図



(4) スマートフードチェーン(SFC)

内閣府の Society5.0 に基づく日本政府の農業・食品分野の政策は気象情報、農作物の生育情報、市場情報、食のトレンド・ニーズといった様々な情報を含むビッグデータを活用したスマート農業の構築である。日本では農家レベルでの農業データの活用、民間による技術開発が進んでおり、官民で海外展開も模索している。また、with・post COVID19 社会において、農業・農村デジタルトランスフォーメーション（DX）は更

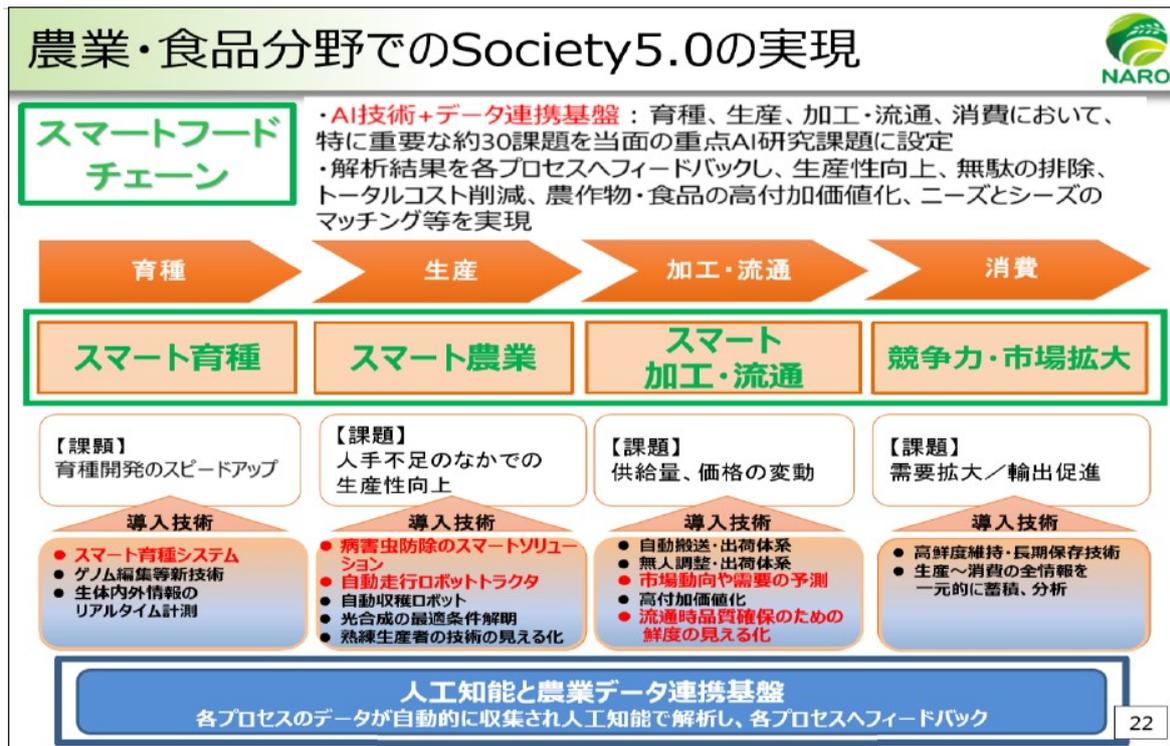
に推進されるものと考えられている。

現在、ODA 事業については、BtoB、BtoC のビジネス形態のみならず、各国の農業政策の中に DX が取り込まれていることから、GtoB、GtoBtoC のビジネス形態も検討・実施することが持続的なアグリビジネスには有効である。また、ODA 事業において一方的に「優れた技術を持ち込む」のではなく、「技術・資金を持ち寄り現地でパートナーと共創する」アプローチが必須である。

実際に DX 技術が産官学を通じて、商業的農業にて研究・実証・導入が開始されている。農水省では、これまでスマート農業技術は主に農産物の生産段階に焦点を当てたものだったが、現在では生産・流通・消費というサプライチェーン全体のスマート化を進めている。育種も含めた生産から流通、加工、消費までにおいてデータの相互利用を可能にするために様々な取組が行われている。また、民間企業においても IoT・AI を駆使したサプライチェーンのスマート化に取り組んでいる。

かかる状況を踏まえ、日本の様々な技術の中で持続的・革新的なアグリビジネス協力を資するブラジルに適したスマート農業技術を特定し、どのようにその技術を活用するかを活動計画案（実施フェーズ）に反映する。

図 2. SFC①



出所：農業・食品産業技術総合研究機構久間和生(2018.12)

図 3. SFC②

農家が抱える課題

Agricultural
Inputs

Production

Processing

Logistics

Market

Main Challenge;

- ・SFC構築に向けた取り組みが進展。
- ・一方で、通信、流通インフラの未整備、生産性向上と環境負荷軽減の両立、スタートアップ企業以外でスマート技術を提供する企業は欧米系企業が多く、自国産業としての技術の蓄積が不十分等の課題が存在。

SFCの構築可能性

Solutions;

- ・SFCを効果的に機能させるような通信、流通インフラ整備への支援
- ・持続可能なSFC構築
- ・日本企業の有する技術の現地適正化

(5) 農業データプラットフォーム

上述にあるように、ブラジルのデジタル農業において、複合的データを活用した技術開発は発展途上にある。収集されたデータを活用することにより、これまで達成できなかった生産性の向上、農産物の品質向上、安定生産、等が期待される。データに基づく農業を実践するためには農業ICTの活用が不可欠であるものの、データやサービスの相互連携ができていない、様々なデータが散在している、などを理由にデータを活かしきれていない現状がある。そのような中、日本ではWAGRI¹、欧米ではアグリゲートやアグリハブといったプラットフォームが構築されている。技術面では3つのシステムとも遜色はないが、国や地域によって、農業の形態も異なるため、単純に比較するのは難しい。

MAPAではデータベースを結合し、データセンターのようなものの整備を検討している。また、遺伝資源バンクについても州政府、地方自治体、民間企業のデータを統合し、全国で利用できるよう強化することを検討している。かかる状況の中、ブラジル側はWAGRIに関心があるが、それぞれの形態に適したシステムが構築されることが望ましいため、詳細調査を通して、ブラジル農業に適したプラットフォーム構築に向けた活動計画案（実施フェーズ）を検討すること。

(6) 概念実証（PoC）

様々な途上国において、国・地域毎に特色ある農業・農村DXの取り組みが進んでおり、JICAは既にアジアを中心に約20か国、40案件においてスマート技術導入に向けたPoC等を実施している。具体的にはゲノム育種、IoTセンサーの活用、衛星・ドローン等によるリモートセンシング技術の活用、病虫害対策や灌漑水管理アプリ、物流のシステム化、スマートコールドチェーン技術の紹介、FINTECHの導入支援、

¹ 農業の担い手が、データを使って生産性の向上や、経営の改善に挑戦できる環境をつくるために、データの連携や提供機能を持つ「農業データ連携基盤」（通称：WAGRI）のこと。（WAGRIのHPより）

等、大学や民間企業とも連携しながらを行っている。

ブラジルにはアグリテック分野のスタートアップ企業が 1,200 社以上あり、JICA の実施した情報収集・確認調査では InCeres（土壌関連に焦点をあてた情報提供）、Agrosmart（農業関連情報の提供サービス）、Tropico（通信ネットワーク企業）等に、インタビューを実施している。これらの企業によって、データを活用した様々な技術が導入されている中、データの連結が十分ではない、データの信頼性が乏しい、活用範囲が限定的等、の課題が挙がっており、日本のデータを活用した技術を知りたい、AI 技術の活用を知りたい、等の回答があった。また、ブラジルでは穀物栽培が大規模で行われているため、そこへの技術導入が焦点になりがちだが、果樹などに高付加価値をつけることにアグリテックを用いたり、自動操縦機能を付与のために安価なトラクターに搭載できるナビゲーション機能の検討をしたり、といったような様々な切り口での PoC があるというコメントもあった。

ブラジル側の現時点で想定している日本側からの導入技術としては、農機同士の通信技術の向上・国際基準（ISO11783）に準拠した共通通信システム、トレーサビリティ強化、ドローン、衛星等を活用したリモートセンシング技術向上であるが、計画フェーズにてブラジル側の課題やアグリテックの導入事例を確認し、日伯の産官学とのオープンな議論を通じた課題解決策の抽出と提案を通じて、具体的な PoC 実施計画を検討すること。

また、アグリテック開発においては、スタートアップ企業を含む民間企業間の連携が重要であるため、日伯の民間企業の連携推進を念頭に活動計画案（実施フェーズ）に反映すること。

（7）アグロフォレストリー

本プロジェクトの成果 4 に係る活動の具体的分野として、アグロフォレストリーが想定されている。ブラジル北部パラ州の州都ベレンから南に 200km のトメアス市には 1929 年から日本人が入植し、移住者は自然界での混植やアマゾンの伝統的住民の森林利用から学ぶことで、森林再生と農業生産を両立する「森林農法」とも呼ばれるアグロフォレストリーシステムを開発し、これは数々の失敗と試行を経て、トメアス式アグロフォレストリー（System of Agroforestry, Tomé-Açu : SAFTA）として統合された。SAFTA は持続可能な農業システムとしてブラジル国内でも広く認知されており、同システムのパラ州内外への普及展開についてブラジル側関心は高く、トメアス市での日系農家による研修などが実践されている。

他方、SAFTA 普及に向けたビジョン、戦略性が欠けており、また外部資金によるプロジェクトも域内で受け手が異なることから散発的であり、より効果的かつ面的展開を図るためには組織的な対応が求められている。また、SAFTA の実践にあたっては適切な果物と樹木の組み合わせなど農家の経験に基づく開発が主流であり、農業研究機関らによる専門的観点からの適正作物の選別や研究などに余地を残している。加えて、SAFTA の経済的持続性向上のため、SAFTA の生産物（果物やチークなど木材）の付加価値を高める商品開発やマーケティングへの一層の注力も必要となっている。さらには、本案件とは直接関係はないが、トメアス市内は日本の地方同様、高齢化、雇用不足や高等教育以上の教育環境が充分整っておらず、若年層が流出傾向にあり、雇用創出、教育環境の整備が求められていることから、SAFTA をツールとした地方創生への期待がトメアス市関係者より寄せられている。以上の背景を十分に踏まえた

上で成果4に係る活動計画案（実施フェーズ）を検討すること。

（8）Embrapa 以外の支援機関との連携

成果4のSAFTAに関しては、FAOがSAFTAの研修をガーナ等で実施するほか、USAID、GIZ等がトメアスにおける圃場での研究活動等を支援しており、同機関との連携推進を視野に入れること。

（9）本邦研修の実施

本プロジェクトでは、第一段階（計画フェーズ）の期間中に1回、技術移転及び情報交換の一環として本邦研修を実施予定である。本邦研修の目的は、C/Pが日本のSFCに関連する知見を得つつ、C/Pがブラジルの持続可能なアグリビジネスに活用可能な技術を特定し、実施フェーズの詳細活動計画案に反映させることを想定している。

（10）農水省グローバルフードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会及びJICA食と農の協働プラットフォーム(JiPFA)との連携

GFVC、JiPFA共に中南米の産官学関係者の取組、FVCにおける課題等の情報共有、意見交換を行っている。その具体的な活動の一つとして、民間企業が中南米でビジネスを行う上での課題や政府への要望など元に具体的な対応方針、政府やODA事業としての支援の方向性などを検討している。

本プロジェクトでも、計画フェーズの段階から日伯の民間企業間の連携を見越して、官学機関の取組を含めた横断的な情報交換や意見交換を促す必要がある。そこで、会合が実施される場合には、本案件の情報発信や意見交換について協力すること。また、会員数は600社・団体等を超え、農業生産者から流通、外食、金融企業など様々なセクターの企業等が加入しているため、日伯間のスマートフードチェーン関係者の交流の際にこの枠組みを活用すること。

（11）広報

本案件の内容をプロジェクトのHPのみならず、使用頻度の高いSNS等を利用し、計画フェーズの段階から効果的に広報活動を行う。その際に、ブラジル側から新たなアグリテックやスタートアップ企業の情報収集し、日本国内に情報を発信する。二国間の技術を通して、共創することで双方向にメリットがある形を目指しているため、日本側からブラジルへの一方通行の技術協力と認識されないように、留意、見せ方を工夫すること。

6. 業務の内容

本案件は2段階方式を採用し、第一段階（計画フェーズ）：約1年間、第二段階（実施フェーズ）：約4年間、の計5年間を協力期間として実施を予定している。以下に記載の各成果に係る活動は基本計画策定時に合意した計画フェーズにおける内容であり、計画フェーズでの結果を踏まえて、実施フェーズの活動計画案を先方と協議した上で反映する。

（1）国内準備作業

基本計画策定調査結果及び、JICAが実施した「ブラジル国持続可能なスマートアグリビジネス開発にかかる情報収集・確認調査」、「開発途上国におけるスマートフー

ドチェーン開発に係る情報収集・確認調査」の内容を踏まえ、本業務（計画フェーズ）の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（和文、ポルトガル語）に取りまとめる。

（２）プロジェクトの立ち上げ、キックオフワークショップの実施

M/M および R/D で合意された本プロジェクトの枠組み（PDM,PO,実施体制などについて MAPA,Embrapa と確認し、ワークプランについて協議を行う。また、MAPA、Embrapa 及び各州政府関係者から成るコアメンバーチームを組成する。

（３）ベースライン調査の実施

ベースライン調査では対象州の政策や経済的データ等の基本的な情報を収集する。ここでのベースライン調査は C/P による基礎的な情報のとりまとめ、関係者からの聞き取りを通じた簡易なものを想定している。これらの情報は実施フェーズにおける農業データプラットフォームやアグリテックの選定、PDM の指標のモニタリングに活用される。

（４）成果１に係る活動

ブラジル側のスマート農業分野、フードバリューチェーン及び情報通信分野の主要な法制度、技術委員会、取組みを把握し、本事業で本邦関係者が参加可能なブラジル側のスマート農業分野の技術委員会を特定する。（例：MAPA、科学技術革新通信省（MCTIC）が協働で進める農業 4.0 審議会（Câmara do Agro 4.0）、ブラジルスマート農業審議会（CBAP-Comissão Brasileira de Agricultura de Precisão）等）。

また、MAPA、MCTIC が共同で進める、スタートアップ企業等の農業イノベーション集積地（Agricultural Innovation Pole）²について詳細調査し、日本の政府・地方自治体との交流促進計画を策定する。（日本側の紹介事例としては北海道十勝地方（帯広等）の先端技術実証事例等の産官学取組みが一案である。但し、他可能性は排他しない。）

（５）成果２に係る活動

ブラジル側が主導する農業データプラットフォーム（PF）整備の計画に係る詳細調査を行い、日本側が提供可能な技術・知見の洗い出しを行う。特に Embrapa の PF の仕様、データ形式、API、データフロー等の技術面の計画の確認、PF の活用方法（データの授受、想定されるユーザー、Embrapa の役割、想定するユースケース等）や制度（会費制の有無等）等の運営・維持管理計画の確認、情報セキュリティ関連（ブラジル国内法に則した Embrapa の対応方針等）について確認・調査を行い、調査結果を基にした課題分析及び本プロジェクト（実施フェーズ）における、ブラジル側に適した技術移転アクションプランに反映する。

また、日伯専門家同士の技術交流を、下記（８）に記載の本邦研修を通じて計画フェーズ内に実施する。

※WAGRI 関係者や精密農業に精通した大学による技術指導を想定。

（６）成果３に係る活動

² サンパウロ州、パラナ州、マツグロツソ州に近年顕著な発展が認められる地区が存在する。

ブラジル側関係者が有するアグリテック分野における課題分析及び日本側の提供可能技術を洗い出し、PoC 基本支援方針を策定する。Embrapa Instrumentation との協議を通して、本事業にて PoC を進める具体的な技術を定め、本事業での投入（資機材、短期専門家、民間技術者等）・活動計画案に反映する。（現時点で要望が挙げられている①農機同士の通信技術の向上・国際基準（ISO11783）に準拠した共通通信システムの導入、②トレーサビリティ強化（産地証明、流通モニタリング、品質管理等）、③ドローン、衛星等を活用したリモートセンシング技術向上のいずれかが有力候補である。）

加えて、日伯間のアグリテック企業のマッチングイベント計画（開催方法、企業募集方法、日伯の審査員、時期、優秀企業に対する JICA 支援方法等）を検討する。

（7）成果4に係る活動

上述のとおり、SAFTA は持続可能な農業システムとしてブラジル国内でも広く認知されており、同システムのパラ州内外への普及展開についてブラジル側の関心は高く、トメアス市での日系農家による研修などが実践されている。

一方、SAFTA の普及展開について、外部の依頼を受けてアドホックに研修受入等の対応をしており、戦略的かつ組織的な普及展開体制が整っていない。また、同分野はデジタル化が遅れている分野でもあり、営農データの収集・分析による SAFTA の質向上及び農業組合員への技術支援・改善等の余地が残されている。

かかる状況の中、パラ州政府は SAFTA の普及展開の計画を策定しており、また、Embrapa Territorial は地理情報を活用した農業組合による農業データプラットフォーム整備・組合の農業データ管理の能力向上及び営農支援サービス向上等を目指すプロジェクトを計画中である。

については、ブラジル国内のアグロフォレストリー実態（総面積、農家数、収益性、農業データプラットフォーム活用状況等）及び、パラ州政府、Embrapa Territorial、CAMTA 等が有するの計画等を調査し、本事業における SAFTA の DX の検討（例えば組合員の営農データを活用し、AI による栽培作物の最適化・営農支援等）、普及展開、農業組合能力強化に資する事業計画（投入、活動、成果、指標、等）を CAMTA と策定する。なお、アグロフォレストリー実態調査に係る経費は別見積とする。

（8）本邦研修の準備・実施

ブラジルにおける SFC 共創のためのエコシステム開発に向けた支援の一環として、具体的な検討を進めるにあたり、日本の SFC に関する各種スマート農業技術や政策に対する理解を深める必要がある。コンサルタントチームは、CP と協議しつつ、研修対象者の人選（6 名程度、2 週間）、研修内容の検討、講師の選定、日程の調整等を行うとともに、研修に同行して実施管理を行う。本邦研修の一部日程につき JICA 経済開発部からも同行するため、内容、日程等については事前に JICA と確認・調整すること。

研修実施後はフォローアップを行い、本邦で得た気づきや学びを基に活動計画案への反映支援を行う。なお、本経費は別見積とする。

（9）実施フェーズの活動計画案への反映

上記の活動を、実施フェーズの活動計画案（PDM/PD 含む）に反映する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) モニタリングシート（CP 機関と合同で作成）

記載事項：活動の進捗（投入、成果等）、活動計画案・内容の変更（計画に対する進捗程度、変更点等）を記載。なお、案件開始時には、R/D に添付された PDM、PO を基にモニタリングシート Ver.1 を作成。

提出時期：案件開始時点含む 6 か月毎。

部 数：和文 1 部、ポルトガル語 1 部

3) 業務実施報告書

業務全体の調査結果、業務務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 報告書の概要

② 行動計画

③ 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

④ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述。

⑤ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑥ 第 2 フェーズの活動に対する提言

(添付資料)

a) 業務フローチャート

b) 業務人月表

c) モニタリングシート

d) 研修員受入れ実績

e) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）

f) 合同調整委員会議事録等

g) その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）、ポルトガル語 3 部（簡易製本、内容は①報告書の概要のみ）

(2) 議事録等

ブラジル側と行う重要な協議については、概要を議事録に取りまとめ送付又は JICA 経済開発部に速やかに報告する。

(3) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務は、2021年5月から2022年4月までの実施を想定している。

2. 業務量の目安と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 15.75M/M (現地 12.0 M/M、国内 3.75M/M)

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 業務主任者／産官学連携推進（2号）
- 2) スマートフードチェーン（3号）
- 3) アグロフォレストリー

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

- ・プロジェクトダイレクター：MAPA イノベーション・地方灌漑開発局 部長
- ・プロジェクトマネージャー：Embrapa Instrumentation 研究員
- (2) プロジェクト事務所の提供：机、イス、文房具、電話等事務機器
- (3) カウンターパート資金：CPの出張費、活動費など

4. 配布資料・公開資料

【配布資料】

- ・本プロジェクト基本計画策定調査 協議議事録 (M/M)
- ・本プロジェクト基本計画策定調査結果

【公開資料】

- ・ブラジル国持続可能なスマートアグリビジネス開発にかかる基礎情報収集・確認調査報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000043848.pdf>

・開発途上国におけるスマートフードチェーン開発に係る情報収集・確認調査報告書
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/smart.html>

・農林水産省 GFVC 概要
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/about.html

・JiPFA 概要
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/index.html>

5. 機材の調達

(1) 業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

6. 現地再委託

「アグロフォレストリー実態調査」について現地再委託を認める。現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は別見積とする。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

(3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上